

校内危機管理マニュアル

令和7年度（2025年度）11月改訂

北海道大樹高等学校

I 学校における危機管理

II 危機発生時の対応

1 事故・怪我への対応（救急体制）

(1) 通学時の事故対応

(2) 授業・行事・部活動時の事故対応

(3) 救急体制について

2 熱中症の対応

3 不審者侵入時の緊急対応

4 災害時の緊急対応（火災・地震など）

5 爆破予告への緊急対応

6 犯罪予告への緊急対応

7 ヒグマの出没への緊急対応

I 学校における危機管理

1 危機管理の目的

- 生徒及び教職員の安全を確保すること。
- 学校と生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

2 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 危機の未然防止に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組
- (5) 信頼回復に向けた取組



(1) 危機の予知・予測

※ 危機の予知・予測のポイント

- ・学校や地域の実態及び社会の情勢などを踏まえ、様々な危機を予測する。
- ・学校における事件・事故の最近の傾向を把握する。
- ・校内における情報収集に努める。
- ・保護者、地域住民、関係機関などからの情報収集に努める。

※学校における様々な危機

「一度起きたことは再び起きる可能性がある」

「他校で起きた事故は自校でも起きる可能性がある」

「学校には、他の組織にない特有の危機がある」

◇教育活動中の事故	◇登下校時における事件・事故	◇施設の損壊・瑕疵
◇生徒の問題行動	◇いじめや不登校など生徒の精神状態、生活状況	
◇学級がうまく機能しない状態	◇単位・進級・卒業の不認定	
◇情報公開・漏洩	◇生徒への虐待・養育放棄	
◇食中毒、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、O-157、SARSなどの健康や衛生面		
◇保護者や地域の方々からの苦情	◇不審者の侵入	◇火災や地震などの災害
◇教職員の体罰や交通違反などの不祥事		など

(2) 危機の未然防止に向けた取組

※ 危機の未然防止に向けた取組のポイント

- ・危機に対応する体制を整備する。
- ・研修や訓練などを実施し、危機発生時に備える。
- ・生徒・保護者に事件・事故の未然防止に向けた啓発を行う。
- ・保護者や地域住民、警察、消防、病院などとの連携を図り、危機発生時の協力を得る。

ア 危機管理体制の確立

教職員に対し、日常的に報告・連絡・相談を励行する。
想定される危機への対応策を定め、危機管理体制を確立する。

イ 教職員の研修の充実

研修や訓練を通じ、危機発生時に生徒への的確な指示や迅速な避難誘導などができるようになる。教職員の危機管理意識の高揚を図る。

ウ 訓練などの実施

様々な場面を想定した避難訓練などを実施し、生徒に「緊急時の安全な行動」を理解させる。
避難訓練などの結果を検証し、緊急時における危機管理体制の改善を図る。

エ 生徒・保護者への啓発

生徒一人ひとりに対し、安全な生活の仕方について日ごろから指導する。
保護者に対し、危機管理体制の周知と事件・事故などの未然防止の啓発を行う。

オ 保護者・地域との連携・協力体制の確立

生徒の安全確保・学校の防犯・防災体制の確立のために、日ごろから保護者や自治会などと十分に連携し、地域の協力を得ながら事件・事故などの未然防止に努める。

(3) 危機発生時の対応

危機発生時の対応のポイントは、

※ 臨機応変な対応を可能にする教職員の研修や訓練

※ 「さ・し・す・せ・そ」の対応

さ→「最悪なことを考えて」
し→「慎重に、複数で」
す→「素早く、臨機応変に」
せ→「誠意を持って」
そ→「組織的に」



- ・素早い対応に努める。
- ・指揮系統及び役割分担を明確にする。
- ・全教職員で情報を共有する。
- ・当事者や生徒へのケアを十分に行う。
- ・誹謗・中傷から当事者や生徒を守る。
- ・関係機関との連携を密にする。
- ・外部との窓口を一本化する。
- ・情報の拡散による二次被害を防止する。
- ・保護者・地域住民などに対し、十分な説明を行う。
- ・全ての記録を残す。
- ・速やかに教育活動を再開する。

ア 生徒、教職員の安全確保

危機が発生した場合、人命尊重を第一に考え、生徒及び教職員の生命や身体を守る。

被害を回避または最小限にとどめるために、正確な状況の把握に努め、必要な応急処置や適切な対応をとる。

生徒の心のケアを図るとともに、必要に応じ、スクールカウンセラーや専門家との連携を図る。

イ 連絡体制の整備

教育委員会への報告、警察・消防・病院などの関係機関や保護者などの関係者への連絡を的確に行いうための体制を整備し、教職員に周知する。

ウ 外部との窓口の一本化

「報道機関など外部対応は、管理職が行う」など、窓口を一本化し、混乱を防ぐ。

エ 記録

関係教職員は、事故発生の経過・処置・対応などを時系列で詳細に記録する。

オ 教育活動の再開

速やかに教育活動を再開し、学校が受けるダメージを短期間で最小限に食い止める。

教育活動の再開に当たっては、PTA、教育委員会、関係機関などと連携するとともに、次の点に留意する。

- ・生徒、教職員などの安全が確保されていること。
- ・事故による生徒、教職員などの動搖が落ち着いていること。
- ・平常時の状態に回復し、事後処理などによる教育活動への支障がないこと。
- ・原因が究明され、再発したり二次被害（二次災害）が起きたりしないこと。

など

(4) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組

再発防止に向けた取組のポイント

- ・危機が発生した原因を究明する。
- ・危機に対応した際の課題を明確にする。
- ・危機管理の手引の見直しを図る。
- ・生徒・保護者への再発防止の啓発を行う。

ア 対応の分析・評価

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、危機発生の原因や対応を分析・評価する。

イ 再発防止の取組の改善・充実

危機発生の原因や対応の分析・評価に基づき、危機管理の手引の改善を図る。

再発防止の取組についても、定期的に評価し改善を図る。

ウ 生徒・保護者への啓発

生徒や保護者に対して、危機が発生した原因や対応時の課題に基づき、再発防止策を周知する。

(5) 信頼回復に向けた取組

危機発生により学校の信頼を損ねる場合があることから、

・再発防止の方策、生徒・保護者・地域社会からの信頼を回復するための方策について検討する。

・保護者、学校運営協議会などの協力を得ながら、教職員が一体となって取り組む。

信頼回復に向けた取組のポイント

- ・学校内外の関係者に対し、文書を配布したり、学校 HP に掲載したりするなどして、事故の状況や謝罪、再発防止策、協力依頼などを周知する。
- ・生徒又は教職員によるボランティア活動や地域と連携した教育活動などを積極的に実施する。
- ・学校内外における啓発運動など、モラル向上のためのキャンペーンなどを実施する。

Ⅱ 危機発生時の対応

1 事故・怪我への対応（救急体制）

(1) 通学時の事故対応

ア 状況の把握

- ・通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告する。
- ・通報に基づき、当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。

※事故現場から通報を受けた場合

→教職員が生徒名簿を持ち事故現場に向かい当該生徒の氏名などの確認を行う。

※救急車が到着していない場合

→事故現場に到着した教職員が、現場状況に応じ当該生徒の様子を観察すると同時に、2次災害を防ぐ。

イ 保護者への対応

- ・通報に基づき、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。
- ・管理職、担任などは速やかに当該生徒を見舞う。
保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意を持って対応する。

※事故現場で生徒氏名などを確認した場合、速やかに事故現場から保護者に連絡をする。

ウ 関係機関との連携

- ・病院…負傷者の状況の把握を行う。
- ・警察…事故の発生状況などについて情報収集を行う。

※消防…事故現場に救急車が到着した場合、隊員の指示により教職員が同乗する。

※教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに教育局へ報告し、対応策などについて指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

※報道などへの対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関などとの対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

エ 事故後の対応

(ア) 原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故情報を整理、記録し、原因・問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。
- ・検討内容を教育局に報告する。

(イ) 他の生徒などへの対応

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合、スクールカウンセラーなどの専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- ・他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

(ウ) 未然防止策

- ・定期的な通学路の点検実施など、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- ・工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底する。
- ・安全な自転車の乗り方などについて理解させるなど、交通安全教育の充実に努める。

【登下校中のバス事故の場合の留意点】

- ・バス通学生の名簿を整備する。
- ・事故発生時は、速やかに通学生を確認し、負傷の程度や搬送先の把握に努める。
- ・複数の負傷者などが出た場合は、保護者への連絡・病院での負傷程度の把握、バス通学外生徒への対応など、全教職員が分担して対応する。
- ・被害が複数の学校に及ぶ場合は、事故の詳細な把握や対応方法を、当該学校間で連携し情報交換を図る。また、その際の窓口を一本化する。

(2)授業・行事・部活動時の事故対応

ア 状況の把握

- ・担当教諭（顧問）は、怪我の程度、意識の有無などの状況を迅速に把握する。
- ・他の教職員（生徒）に保健室（管理職）への連絡を指示する。
- ・状況に応じ、「119番」通報し、救急車要請する。
(保健室→救急車要請、管理職報告、教職員の応援、AEDの準備)
- ・救急車到着まで心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当などを行う。
- ・事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、養護教諭、担当教諭、担任（学年主任）など関係教諭の対応について指示する。
- ・（必要に応じ）緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応についての共通理解を図る。

イ 保護者への対応

- ・担任（学年主任）から保護者へ事故の発生を連絡する。
(生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過など)
- ・管理職及び担任（学年主任）、担当教諭（顧問）は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- ・改めて事故の概要などを保護者へ説明する際は誠意ある対応に努める。
- ・事故原因・状況・今後の対応策を全校生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

ウ 関係機関との連携

- ・消防…救急車が到着した場合は、隊員の指示により教職員が同乗する。

※教育局への報告

- ・事故の概要などについて、速やかに教育局へ報告し、対応策などについて指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

※災害共済関係

- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

※その他

- ・怪我の状況、事故発生場所（旅行先、遠征先など）に応じて、PTA役員会や保護者会を開催し、保護者の不安や動搖を抑えることに努める。

※報道などへの対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関などとの対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

エ 事故後の対応

(ア)原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故情報を整理、記録し、原因・問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。
- ・検討内容を教育局に報告する。

(イ)他の生徒などへの対応

- ・事故を目撲した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合、スクールカウンセラーなどの専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・事故の内容などによっては、他の保護者に対し、事故の発生及び今後の対応について周知する。

(ウ)未然防止策

- ・教材、教具の安全確認
- ・授業内容、部活動内容、行事要項などについて、安全指導に関する配慮がなされているか確認する。
- ・運動量、休憩などの配慮はなされているか。
- ・校内施設・設備の安全及び活動場所の整備などについて総点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

【事故発生時に備えた学校体制の確立】

- ・救急体制、応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制などについて、教職員の研修を深め、事故発生時の対応能力の向上を図る。
- ・心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）などの応急手当についての講習会を定期的に実施し、教職員の対応能力を高める。

【安全計画、安全指導】

- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動ごとの救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。
- ・事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ・部活動などにおいて、想定される具体的な事故例に基づく安全指導を徹底する。
- ・全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

(3) 救急体制について

「バイスタンダー（すぐ隣の人）の対応が命を左右します。」

- 慌てず、焦らず、冷静に、的確に
- 大人数の対処は逆効果
処置に当たる人数は、必要最低限にして群衆の整理や救急車の誘導などに回りましょう。
- 最善の対処を
心肺蘇生（ABCの原則）、止血、搬送（担架、保健室、119番）など
平素から緊急の対処ができるよう研修しましょう。

医療機関名簿

病院名	電話番号	住所	診療・受付時間
大樹町国民健康保険 病院 【内・外・小・整形・眼】他	01558-6-3111	大樹町暁町 6-2	月～金 8:30～16:30 夜間診療 17:00～18:00 (第1～4週水曜日)
大庭医院 【内・外・小・整形】	01558-6-3174	大樹町二条通 32-1	月・水・金 9:00～17:00 火・木 9:00～18:00 土 9:00～12:30(第2,4,5は休診)
森クリニック 【内・小・循環内アルギー】	01558-6-5811	大樹町字大樹 6-22	月・金 9:00～18:00 火・水 9:00～17:00
大樹町歯科診療所	01558-6-4084	大樹町三条通 18-9	月～金 9:00～18:00 土 9:00～12:30(第1,3,5は休診)
上岡歯科医院	01558-9-6006	大樹町西本通 74-17	月～金 9:30～18:30 土 9:30～12:30(第1,3は休診)
北斗病院	0155-48-8000	帯広市稻田町 基線 7-5	月～金 9:00～17:00
北斗クリニック	0155-48-8000	帯広市稻田町 基線 9-1	月～金 9:00～17:00
帯広厚生病院	0155-65-0101	帯広市西14条 南10-1	月～金 8:00～11:00
帯広協会病院	0155-22-6600	帯広市東6条 南9丁目	月～金 8:30～11:00 13:30～15:30 (午後診療は科により異なる)
帯広市休日夜間急病 センター 【内・小】	0155-38-3700	帯広市柏林台 西町2	夜間 21:00～翌朝8:00 休日 9:00～17:00

※受付時間以外の急患は、事前に電話での確認が必要です。

※北海道救急医療情報案内センター TEL0120-20-8699
011-221-8699

2 熱中症の対応

熱中症は適切な予防措置をとることで防ぐことができる。

事故発生時はマニュアル4ページからの『II 危機発生時の対応「1 事故・けがへの対応」』と同様とする。

ア 予防措置

- ・校長は生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WBGT)を用いた環境条件の評価を行う。なお、暑さ指数(WBGT)の数値については「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。【環境省『熱中症予防情報サイト』<https://wbgt.env.go.jp/>】
- ・当日の気象情報等を基に必要な場合は定期的に暑さ指数(WBGT)計を用いて計測(活動場所で計測)することで環境条件の評価を行い、関係全教職員が共有するとともに緊急性のある場合は、緊急メールや校内放送等を活用して適宜発信する。
- ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う。
- ・下表に基づき日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応(注2)
31以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	【運動は原則中止】特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。	臨時休校を検討。 体育の授業及び体育系部活動等の体を動かす活動は全て中止。
28~31		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	【厳重警戒(激しい運動は中止)】熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減又は中止。	授業時間の短縮を検討。ジャージ登校等服装への配慮。激しい運動の中止。積極的な水分補給の指導等。
25~28	中程度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	【警戒(積極的に休憩)】熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。	ジャージ登校等服装への配慮。運動をする場合は定期的な休憩時間の確保と給水を指導。
21~25	強い生活活動で起きる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	【注意(積極的に水分補給)】熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	丁寧な体調観察。運動等の程度に合わせた休憩や水分等の補給を指導。
21以下			【ほぼ安全(適宜水分補給)】通常の熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

(注2) 本校生徒については夏季においても冷涼な気候で生活することに慣れているため、他地域の生徒に比べ、暑さに対する耐性が弱いことを想定し対応を検討・策定する。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

熱中症警戒アラートとは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（W B G T）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を 33 以上と予測した場合に発表。

※一日のうちで最も高い暑さ指数

(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)

「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業の実施を検討する。

- ・環境省の「熱中症予防情報サイト」により、本校の所在地における暑さ指数予報を確認する。
- ・登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）（抄）
(臨時休業)

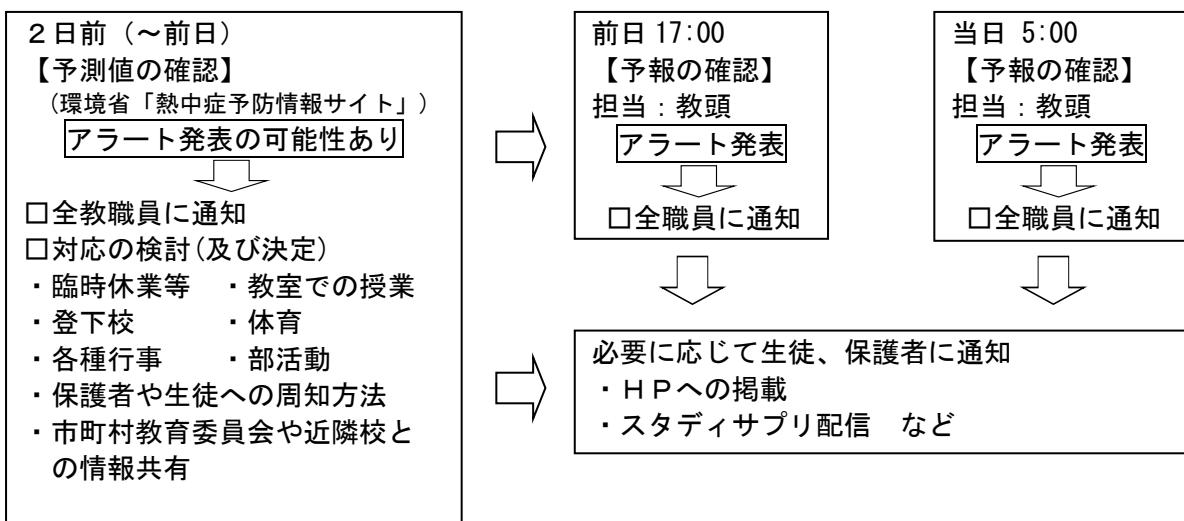
第 27 条 校長は、次の次号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

(臨時休業の報告)

第 28 条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

本校における対応



※「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、暑い日には、一定の時間間隔で暑さ指数（W B G T）を養護教諭又は教科担任が計測・記録（活動場所で測定）するなどしながら、生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討する。

イ 熱中症防止の留意点

以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとる。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none">直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none">体力、体格の格差：肥満傾向、体力の低い生徒には注意する。健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。衣服の状況等：軽装で通気性、透湿性のよい素材とし、直射日光は防止で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none">運動の強度、内容、継続時間：部活動中におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。休憩のとり方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」文部科学省)

ウ 生徒に対する熱中症に関する指導

生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩をとるなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 暑い日の運動前には、自らの体調（睡眠不足、疲れがたまっているなど）を確認し躊躇無く申し出ること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

エ 重病度分類と必要な措置

重病度分類	必要な措置
【重症度Ⅰ度】（軽症） 意識がはっきりしている 手足がしびれる めまい、立ちくらみがある 筋肉のこむら返りがある	【経過観察】 当日のスポーツには参加しない 涼しい場所へ避難する。体を冷やし、水分・塩分を補給する。 誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。
【重症度Ⅱ】（中等症） 吐き気がする・吐く 頭痛・倦怠感 意識がなんとなくおかしい	【医療機関の受診】 速やかに医療機関を受診する。 体を冷やし、水分・塩分を補給する。 周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。
【重症度Ⅲ】（重症） 意識がない・体が熱い 呼びかけに対し返事がおかしい からだがひきつる（痙攣） まっすぐ歩けない・走れない	【救急車要請】 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。

(参考「熱中症環境保健マニュアル」(環境省))

3 不審者侵入時の緊急対応

学校には、多くの方が様々な用件で訪れます。正当な理由もなく校地や校舎に立ち入ろうとする者（不審者）がいる可能性が常にあります。

生徒を犯罪被害から守るために、施設設備の状況確認・必要な体制の整備、不審者をチェックする機能が必要になります。

危機対応の3つのポイント

- ①危機の予知
 - ・日常的に生徒からの不審者情報を確認
 - ・警察や地域との連携で情報の共有
- ②危機の回避
 - ・組織的な対応ができるように「危機管理マニュアル」を熟知
 - ・教育活動の時間帯における対応（登下校時、授業時間、放課後）
- ③危機の対応
 - ・臨機応変な対応を可能にする教職員の研修や訓練
 - ・「さ」「し」「す」「せ」「そ」の対応
 - 「最悪なことを考えて」、「慎重に、複数で」、「素早く、臨機応変に」、「誠意をもって」、「組織的に」

不審者侵入防止の3段階のチェック体制について

段階	具体的な方策
A 校門	来訪者向けに職員玄関利用の案内・指示看板
B 校門から職員玄関まで	来訪者向けに受付・利用時間について掲示
C 職員玄関	受付での来訪者の確認、来訪者プレートの着用

(1)施設設備でできること

- ア 来訪者に職員玄関利用の案内・指示看板、職員玄関に受付・利用時間について掲示
- イ 職員玄関の施錠
- ウ 生徒玄関の施錠時間帯（～7：45、8：30～15：25、16：40～）
- エ 体育館などの非常口などについて（1Fの校舎への侵入口）
- オ 防火扉を閉める
- カ 火災報知器の使用

(2)受付でのチェック

- ア 解錠時と受付時に事務で確認（挙動不審な来訪者には解錠しない、インターホン対応など）
- イ 挙動が不審な場合、校長、教頭に連絡（落ち着かせるよう丁寧な対応）
- ウ 来訪者が事前に分かっている場合は、事務に連絡しておく
- エ 所持品（凶器等危険物）の確認
- オ 不審者との距離は1.5メートル以上あけて対応する

(3)巡視によるチェック

- ア 授業時間、部活動指導時など、校内外巡視をこころがける。特に次の箇所に注意する。
 - ・1階の外への開放場所
 - ・死角箇所などや定められた箇所
 - ・体育館の非常口
 - ・生徒玄関、ゴミステーション、公務補室、職員玄関
- イ 廊下等で訪問者に会った場合は、挨拶をして声をかけ、来訪者プレートや言動、状況によっては持ち物等の確認を行う。
- ウ 工事関係者など、事前にわかっている来訪者に関しては朝の打ち合わせなどで周知する。
- エ 周辺住民や関係機関からの情報を周知する。

(4)来訪者プレートをつけていない入校者への対応

- ア 受付済みかどうかを確認する。
- イ 声をかけ、用件を尋ねる
 - ・用件は何か。
 - ①保護者の場合は、生徒氏名・学年・クラスを尋ねる。
 - ②教職員に用事がある場合は、訪問教員名などを尋ねる。
- ウ 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入ったりしていないか。
- エ 凶器や不審なものを持っていないか。（場合に応じて、持ち物などの確認を行う）
- オ 不自然な行動や暴力的な態度はないか



用件が明らかな場合は、受付へ案内する。

- ・来訪者プレートをつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。

退去を求める

用件が明らかではない、対応などが不自然な来校者

正当な理由のない来訪者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を丁重に求めます。

素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届けます。

退去しない場合、再び侵入しそうな場合は、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめます。

(1)他の教職員に知らせる

対応する声を大きめにするなどして、周囲にいる他の教職員に知らせる。場合によっては不審者を刺激しないように、メモなどを利用する。

※応援を求める場合のキーワード→「**名簿を持って来てください**」

(2)相手に対応する時は、身を守るために1.5メートルほど離れる。

相手の人権も尊重しながら対応する。(相手を興奮、刺激させない対応)

(3)次のような場合は不審者として、「110番」通報する。

ア 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。

イ 退去の説得に応じようとしない。暴力的な言動をする。

(4)退去後も、「再び侵入する」、「校舎周辺に居続ける」などの可能性があるので、対応した教職員は、しばらくの間、その場に残り様子を見る。

(5)警察や関係機関に報告し、周辺のパトロールの強化要請や、近隣の学校などへ情報提供を行う。

隔離・通報する

用件が明らかではない、対応などが不自然な来校者

生徒に危害が及ぶ恐れのある事態には、生徒の生命や安全を守るため、極めて迅速な対応が必要です。

侵入者に対し、先ず丁寧かつ冷静な対応により、心を落ち着かせるよう努めます。

次に、別室に案内し隔離すると共に、警察「110番」への通報・教職員へ緊急連絡(必要に応じ、教育局への緊急連絡)し、支援を要請します。

特に、暴力的な言動がある場合は、教職員自身の安全のため、適当な距離をとるなどしながら・暴力の抑止に努めることが必要です。

「隔離ができない」、「暴力の抑止が困難である」時は、直ちに他の教職員と協力し、組織的かつ迅速に生徒の安全を守るための具体的な対応に移り、必要に応じ、近隣の方々や保護者などの協力を得るようにします。

(1)別室に案内し、隔離する。

ア 凶器を持っていない場合には、校長室又は事務室に案内し、隔離する。

イ 不審者を、先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入り口近くに位置する。

ウ 対応者がすぐに避難できるよう、入口扉は、開放し、2箇所ある入り口の一方は施錠しておくことが望ましい。

(2)暴力行為抑止と退去の説得をする。

ア 複数の教職員で対応する。

イ 言動に注意し、間合いを取りながら説得する。

(3)警察に「110番」通報するとともに、教職員に周知する。

ア 警察への連絡は、校長と事務長間で決めておく。

イ 状況が許せば校内放送などで教職員に周知する。

ウ 不審者の状況を踏まえ、生徒が動搖しないように留意する。場合によっては放送を使わない方法を用いる。

安全確保

生徒・教職員に危害を及ぼす来訪者

不審者が校地内で暴力行為を働くなど、抑止できない場合は、身近にある用具(さすまた、モップ、机、椅子など)を用いて適当な距離をおき、複数の教職員で取り囲むなどして移動を阻止します。

また、全校に周知し、生徒に被害が及ばないようにします。

避難が必要な事態の際は、教職員が分担協力し、警察の保護・逮捕までの間、生徒の安全を守ります。

なお、登下校など校外における危機発生時は、保護者、地元教育委員会、防犯協会、「子ども110番の家」、周辺の店や近隣の方々に協力を要請します。

突然の不審者が侵入の場合は、生徒の安全確保を最優先にします。

(1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

不審者の注意をそらせ、生徒に近づけぬようにし、被害（の拡大）を防止し警察の到着を待つ。

ア 応援を求める（大声を出す、校内放送で知らせる）

イ 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。（机、椅子、モップなどの清掃用具）

(2) 生徒を掌握し、安全を守る。

ア 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。

（他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導などを依頼する）

イ 授業以外の場合は、担任など、管理責任者が担当場所で掌握し、安全を守る。

ウ 教職員または全校に緊急連絡する。

エ 校内外の巡回を行う。（生徒指導部 他）

(3) 避難誘導をする。

ア 教室などへの侵入の可能性が低い場合→すぐに避難できるよう、生徒を教室などで待機させる。

イ 教室などへの侵入の可能性が高い場合→生徒と不審者の間に教職員が入り、生徒を安全な場所に避難させる。

ウ 避難指示がある場合は、指示に従う。教室などに不審者が侵入した場合は、指示がなくとも生徒が避難できるようにする。

(4) 非常時の校内放送

全教職員へ【事件の対応・生徒対応以外の教員は職員室集合】

「先生方にお知らせします。全校集会の打合せを行いますので、大至急職員室にご参集ください。」

全校生徒へ

【教室待機と支援要請】

「全校生徒に連絡します。これより緊急の全校集会を行いますので、次の放送の指示があるまで全員教室で待機していてください。○○の先生は、○○へ集まってください。」

【避難指示】

「全校生徒に連絡します。これより緊急の全校集会を行いますので、全員○○に集合してください。なお、階段は○階段を使用してください。」

負傷者発生時

不審者が暴力行為を働いた場合は、生徒や教職員が負傷することが考えられます。

授業中だけでなく、休み時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

(1) 負傷者の有無を把握する。

ア 授業中は、授業担当者が把握して報告する。

イ 休み時間・放課後などは、状況を把握した教職員が急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

ウ 校舎外に避難している者がいないか、怪我をしていないかを確認する。

エ 全員を集合させ、けがの有無を把握する。

オ 校舎内外を巡回する。

(2) 情報を集約する。

ア 総括責任者、情報収集の窓口は教頭とし、集約場所は職員室とする。

イ 生徒が登下校時や町内で犯罪被害に遭ったり、遭いそうになったりした場合は、自分の安全を確保した上で110番通報、家庭及び学校に連絡するよう指導する。

(3) 負傷者の手当

ア 容態を観察し、応援を依頼する

イ 応急手当を行うと共に、他の者に依頼し、「119番」通報する。

ウ 症状に応じた応急手当を実施する。→止血、心肺蘇生など

エ 心のケアに着手する。

傷害を負ったり強い恐怖や悲しみに出会ったりすると、精神的にも肉体的にも変調をきたす。

事件・事故の直後から、全体の生徒の心を落ち着かせ、安心させるとともに、必要な生徒について、専門家の対応を依頼するなど心のケアに着手する。

不審者侵入時の役割分担

全体指揮・外部との対応	校長、教頭、事務長
保護者などへの連絡	教務部 H R 担任
避難誘導・安全確保	H R 担任、教科担任
不審者への対応	生徒指導部、発見者
応急手当・医療機関など	生徒指導部、養護教諭、体育科
電話対応・記録	事務職員など
安否確認	(全体掌握)教頭、教務部 (学年・学級)H R 担任 (校内外巡視)学年主任など

事後対応

(1) 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を行う。

北海道大樹高等学校 事件・事故対策本部

	業 務	担 当
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握と必要な指示、掌握、組織活動の推進 (対応指示、調整) ・十勝教育局への報告、支援の要請 ・警察、消防など関係機関との連絡・連携 	校長 教頭 事務長
涉 外 班	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜状況把握 ・校長への報告、指示を待つ ・連絡、広報の準備、情報の集約 (保護者、関係機関、報道関係など) ・記録(時系列で) ・報告の準備 	教頭 教務部
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故状況の把握 ・地域の安全状況の把握 ・学校の安全状況の把握 ・問題点の整理 	教頭 生徒指導部
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の実態把握 ・応急手当実施 ・学校医、医療機関などとの連絡、連携 ・その後の経過把握 ・心のケア着手 ・救急車の搬送記録 	生徒指導部 養護教諭
教育再開	<ul style="list-style-type: none"> ・学習場所の確保 ・学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・緊急の安全対策実施 	教頭 事務長 教務部

(2) 情報を収集し、事件・事故の概要などについて把握・整理し、提供する。

ア 情報の混乱を避けるため、窓口を教頭に一本化する。

イ 事件・事故の発生状況や経過、負傷者などの状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。

4 災害時の緊急対応（火災・地震など）

（1）非常時の組織体制（学校災害対策本部）

万が一、災害発生した場合、避難が完了するなど生徒や教職員の安全が確保された段階で、その後の対応・対策についての方針や具体的な業務内容を確認・決定し行動していくために、災害規模や被害状況を踏まえ、対策本部を設置する。

災害対策本部は、校長を本部長とし、教頭・事務長、分掌部長を班長とした指揮系統で対応する。

【学校災害対策本部】 北海道大樹高等学校 災害対策体制

本部設置場所：校長室（代替場所：会議室）

本 部	構成員	主な業務
	本部長…校長 副本部長…教頭、事務長 本部員…各班長	<ul style="list-style-type: none">・対策本部の総括・応急対応の決定・各班の連絡・調整、指示

班	構成員	主な業務
総務 避難所支援・消 火・施設点検・ 搬出班	班 長 教務部長 副班長 教務副部長 班 員 教務部員	<ul style="list-style-type: none">・災害情報の収集・通学路等の被害状況の把握・教職員、その家族の安否確認・警察、消防機関等への通報・教育局等への報告・教職員・児童生徒用の非常用物資の確保 〔避難所となった場合〕・大樹町災害対策本部との連絡調整・避難所開設、運営の支援・協力・避難所用物資(照明・水・食料・暖房・毛布等)の確 保・初期消火・施設設備の被害状況の把握・ライフライン(電気・ガス・水道等)の確認・立ち入り禁止措置などの危険回避の対応・通信手段の確保・授業教室の確保・施設設備の復旧・仮設教室の確保・重要書類等の確認・管理・搬出
避難誘導・ 安否確認班	班 長 生徒指導部長 副班長 生徒指導部防災担当 班 員 生徒指導部員	<ul style="list-style-type: none">・避難路の安全確認・児童生徒、教職員の避難誘導・保護者との連絡、被災状況の把握・児童生徒の下校、保護者への引き渡し・引き渡しができない児童生徒の待機場所の確保・登校していない児童生徒の安否確認
救護班	班 長 養護教諭 副班長 生徒指導副部長 班 員 生徒指導部員	<ul style="list-style-type: none">・負傷者の応急救護・負傷者の移送

（2）学校休業日、始業前、始業後など生徒不在時における対応

☆連絡・通信手段の複線化

ア スタディサプリ等にて対応の連絡を行う。

イ 大規模な地震や津波災害が起こった際には、通信機器の被災や回線の混雑により、教職員、生
徒、保護者等と連絡を取ることが難しい状況が考えられる。

ウ スタディサプリやホームページ、インターネット（SNS）など、電話以外の通信手段、情報
発信手段を準備し、保護者等へ周知を図るなど、緊急時の連絡・通信手段の複線化を図る取組を
工夫することが大切である。

【参集体制】 北海道大樹高等学校緊急時参集体制

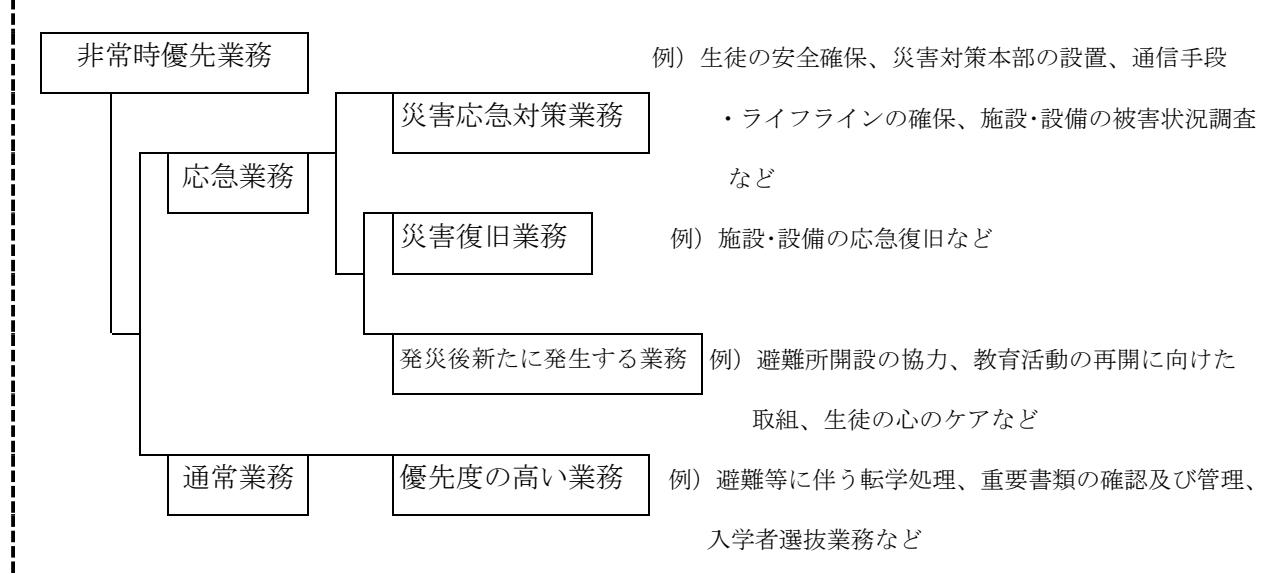
区分	参集基準	参集範囲	対応内容等
第1次参集	・震度4の地震が発生したとき ・「津波注意報」が発表されたとき ・校長が必要と認めたとき	・校長 ・教頭 ・事務長	・災害情報の収集 ・学校施設の状況把握等
第2次参集	・震度5弱の地震が発生したとき ・「津波警報」が発表されたとき ・校長が必要と認めたとき	・校長 ・教頭 ・事務長 ・学校災害対策本部各班長	・生徒・教職員の安否確認及び教育局への報告 ・学校施設の被害状況の把握及び教育局への報告 ・通常の教育活動の実施可否の検討 ・校外学習等の実施場所で災害が発生した場合の対応 ・授業開始の変更・臨時休業等が必要な場合の緊急連絡対応
第3次参集	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・「大津波警報」が発表されたとき ・校長が必要と認めたとき	・全職員	・組織及び機能の全てを挙げた応急対応

※発生した地震の震度によって、1次～3次の段階に分けて参集する教職員を定めた。

(3) 災害発生時の対応

災害発生時、生徒が混乱状態になる可能性があります。教職員は、冷静かつ的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させなければなりません。

【非常時優先業務の考え方】



【災害発生時の対応ポイント】

【火 災】

ア 安全確保

- ・授業担当教諭は、教室の窓を閉めるとともに、生徒の動揺を抑え、避難の準備をする。
- ・発生時に授業を担当していない教職員は、火災発生場所を確認し、管理者（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。

イ 状況把握

- ・管理職は、消防署への通報を指示するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。

ウ 避難指示及び誘導

- ・管理職は、避難経路及び避難場所の安全性確認後、校内放送などを通じて避難の指示を行う。

- ・授業担当教諭は、指示に従い、生徒の避難を開始する。
(「走らない」、「話をしない」「落ち着いて行動する」ように指導する)
- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。

エ 避難場所での対応

- ・授業担当教諭・学年主任は、名簿を用い人員及び負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、救護班を組織し対応する。

オ 教育委員会（教育局）への報告

- ・事故発生の概要について、速やかに教育局へ報告し、対応などについて指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

カ 事後対応

- ・報道機関や警察、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した生徒の保護者に連絡し、状況を説明する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・生徒を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。

※各管理室の被害確認について

- ・各管理室の被害状況を確認→教頭へ報告
- ・被害確認は報告のみとし、被害状況報告書作成のため現場は写真撮影後に復元する。
管理職からの復元開始の指示により復元を始める。

【地 震】

ア 安全確保（揺れを感じたら）

- ・生徒に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠す場所が無い時は、座布団や鞄、本などで頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
(落下物から身を守る)
- ・避難口確保のため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は、状況にもよるが、揺れがおさまったら、身の安全確保を第一にしながら、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

イ 状況把握（揺れが収まった後）

- ・管理職は、状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難方法などを決定する。
テレビ・ラジオ、インターネットなどで地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無などを把握する。学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・授業担当教諭は、生徒の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、転倒、落下の危険性など）を確認する。
- ・発生時、授業担当外の教諭は、分担し各教室に急行の上、授業担当教諭から生徒状況・避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。
必要な場合は、授業担当教諭や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。

ウ 避難指示及び誘導

- ・管理職は、避難経路及び避難場所の安全性確認後、校内放送などを通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、生徒の避難を開始する。
(「走らない」、「話をしない」「落ち着いて行動する」ように指導する)
- ・授業担当外教諭は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いるなど、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

エ 避難場所での対応

- ・授業担当教諭・学年主任は、名簿を用い人員及び負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、救護班を組織し対応する。

安否確認後 →教頭へ報告

災害伝言ダイヤルの活用 (震度6弱以上の地震で使用可能)

ダイヤル171 (いない) 音声に従い安否の確認

災害伝言メールの活用も

オ 教育委員会（教育局）への報告

- ・事故発生の概要について、速やかに教育局へ報告し、対応などについて指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

カ 事後対応

- ・報道機関や警察、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した生徒の保護者に連絡し、状況を説明する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・生徒を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。

※各管理室の被害確認について

各管理室の被害状況を確認→教頭へ報告

- ・被害確認は報告のみとし、被害状況報告書作成のため現場は写真撮影後に復元する。管理職からの復元開始の指示により復元を始める。
- ・災害後は、ガラスなど危険物が廊下や教室に散乱している可能性がある。
- ・素足で立ち入る、素手で物品を触らぬよう留意する。

【津 波】

ア 状況把握（初期対応）

- ・地震の揺れが収まった後、迅速にテレビやラジオ、インターネット等により、津波に関する情報を収集する。
- ・津波に関する正しい情報をもとに、避難場所、避難経路を決定する。
- ・津波に関する注意報・警報の内容に応じて避難の指示を出す。

※状況把握、避難指示、誘導等については、地震の内容と同様とする。

※臨機応変な判断と避難

- ・防災マニュアルの内容にとどまらず、その時々で状況をしっかりと把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切である。

【台風、暴風雪（雪害）】

ア 状況把握（初期対応）

- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどからの情報や関係機関への問合せ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告などの正確な情報収集を行う。
- ・学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、「カーテンを窓にはさむ」、「ガラスの破損に備え、窓側から離れる」など、生徒の安全確保に努めるよう全教員に指示する。また、必要に応じ体育館などの安全な場所に避難させる。
- ・学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れなどの被災箇所を確認し、生徒の通学経路の状況を把握する。
- ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う。

※始業前に生徒の安全が脅かされることが明らかな場合は、臨時休業などの措置を講ずる。

下校・待機の判断

- ・下校させる際は、保護者に連絡の上、保護者の出迎えなど安全な下校手段を講じる。
- ・保護者不在時・公的交通機関が不通により下校手段のない場合は、学校待機とする。
- ・学校待機の際は、生徒を地区ごとに集め、下校可能時に備える。

イ 教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要について、速やかに教育局へ報告し、対応策などについて指導・助言を受けること

もに、状況の変化に応じ適宜報告する。

※報道などへの対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関などとの対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

ウ 緊急を要する際の対応について

「協議」から「連絡」への方法

非常変災などにより、始業時間の変更、休校など緊急の対応が予想される場合

- (ア)教頭より教務部長、生徒指導部長に連絡する。併せて校長に報告する。

- (イ)教頭、教務部長、生徒指導部長にて対応協議

- (ウ)協議結果を校長に報告し、決裁を受ける。

- (エ)始業時間変更、休校など緊急の連絡を要する場合、教頭から教職員に連絡をする。

スタディサプリ、学校 HP のほか、学年主任・担任より生徒（保護者）へ連絡する。

- (オ)(エ)に併せて、教頭から教育局へ報告する。

【防災対策のポイント】

ア 安全指導の徹底

- ・生徒の被災原因に人的要素がないかを確認するとともに、安全教育の指導計画を見直し、学校教育活動全体を通じた体系的・計画的な防災教育を推進する。
- ・「防災専門家を招聘した講演会を行う」、「関係機関と連携した防災訓練を行う」、「PTA や地域防災組織と連携した合同訓練を行う」など、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を要する生徒や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にした訓練を行う。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

イ 安全管理の徹底

- ・防災体制の問題点を確認するとともに、日ごろから、教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設設備などの安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。

ウ その他

- ・迅速な避難のために、平素から生徒の靴の履き方の指導を行う。
- ・災害時の正確な人員把握のため、無断の遅刻や早退を防ぐ指導を行う。
- ・教職員の外出の際は、管理職（教頭）に一声かけることを励行する。

5 爆破予告への緊急対応

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

【発生時の対応のポイント】

ア 状況の把握・対応

- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報、指示を受ける。
- ・管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- ・いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる、避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- ・校地内に、来客を立ち入らせない。

イ 警察との連携・対応

- ・警察の指示に従い、捜索等に協力する。
(校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等)
- ・捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

[爆発物が発見された場合]

- ・避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- ・爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

[爆発物が発見されなかった場合]

- ・学校は授業の再開の時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

ウ 爆発発生時の対応

[避難完了前に爆発した場合]

- ・生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- ・負傷者の応急手当、救急車で負傷者を医療機関へ搬送する。
- ・死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

[避難完了後に爆発した場合]

- ・点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

[事態が収束した後の対応]

- ・警察や消防の現場検証に協力する。
- ・負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- ・教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

エ 保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。

才 教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

力 報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。
(複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。)

6 犯罪予告への緊急対応

【発生時の対応のポイント】

ア 状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた場合は、警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

イ 警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

※不審物が発見された場合

- ・警察と協力し、生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

ウ 保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。

エ 教育委員会（教育局）への報告 「5 爆破予告への緊急対応」と同じ

オ 報道等への対応 「5 爆破予告への緊急対応」と同じ

カ 事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

7 ヒグマの出没への緊急対応

【発生時の対応のポイント】

ア 状況の把握・対応

- ・管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに大樹町及び広尾警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することも考えられることから、管理職が情報を一元化して管理し、大樹町及び十勝教育局と連携し、正確な情報を生徒、保護者、教職員等に提供する。

※登下校、待機等の判断

- ・生徒の登校前、登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における生徒の安全確保に向けた対応を検討し、大樹町、十勝教育局の指導・助言のもと、その結果について、教職員等に提供し、直ちに保護者に対し、スタディサプリや電話など確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討する。

※屋外での活動の実施についての検討

- ・屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、生徒の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、大樹町や広尾警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて生徒の避難経路と避難場所を確認する。

イ 関係機関との連携・見守り対応

- ・大樹町、広尾警察署、十勝教育局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。

ウ 十勝教育局への相談・報告

- ・管理職は、学校の安全対策について十勝教育局へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

エ 保護者への対応

- ・学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- ・関係機関から得た情報については、隨時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

オ 報道等への対応

- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。